



仏沼及び周辺地域のワイルズユースと環境保全を目指して



2008年3月
特定非営利活動法人おおせっからんど

はじめに

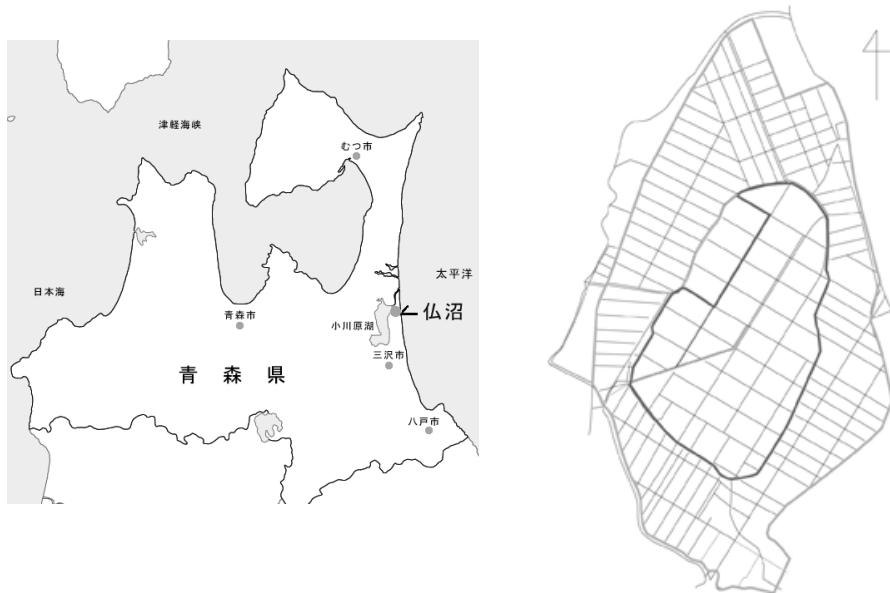
小川原湖東岸と三沢市東側に広がる太平洋に挟まれた 250ha ほどの干拓地を
仏沼と呼んでいます。かつては名前の通りに沼地であったが 1960 年代に始まつ
た干拓事業によって農地として造成されました。

しかし、一部を除いて作付けされることなく現在に至りました。
現況は視界をさえぎるものがないほどに広がった一面のヨシ原からなる湿地に
なっています。農地として活用されることがなかった仏沼ですが、オオセッカ
という野鳥の日本最大の繁殖地であることが分かったことで脚光をあびること
になりました。この仏沼が 2005 年 11 月にアフリカのウガンダで開催された
第 9 回ラムサール条約締約会議(COP 9)でラムサール条約湿地として登録され
ました。ラムサール条約は保全だけでなくワイズユース(賢い利用)を掲げて
います。私たちは国際的にも認知された古里の貴重な自然を孫子の代まで継承
するだけでなく、湿地の様々な恵みを享受しつつ元気あふれる地域造りを目指
します。



————— 仏沼の位置 ————

仏沼は青森県三沢市の北東部（北緯 $40^{\circ} 41'$ 、東経 $141^{\circ} 22'$ ）に位置し小川原湖東岸と太平洋岸砂丘地帯にはさまれています。また、三沢市東部を南北に走る国道 338 号と県道 170 号に挟まれた地域でもあります。



————— 仏沼の歴史 ————

もともと淡水の沼（ラグーン）だったところを干拓し水田化する事業が 1963 年から進められ、完成後は周辺農家に払い下げられました。しかし、1970 年からの減反政策によつてほとんど作付けがなされないまま放置され、一面のヨシ原になりました。仏沼を管理する北三沢土地改良区では米作りを再開出来る日が来る時に備えて、野焼きやポンプによる強制排水を継続し、干拓地の管理を続けてきました。



ラムサール条約とは

ラムサール条約は正式には「特に水鳥の生息地として重要な湿地に関する条約」という国際条約の省略名で水鳥や渡り鳥、絶滅危惧種の生息のために重要な干潟や湖沼などの湿地を登録し、保全することを義務付けています。

1971年にイランのラムサールで開かれた第1回の国際会議で採択されたためラムサール条約と呼ばれています。日本は1980年に加盟し、2005年11月に仏沼が登録されるまでは国内には13ヶ所の登録地しかありませんでした。環境省は第7回の会議で決まった登録湿地倍増プランに沿って日本の重要湿地500を選定し、さらにその中から54湿地を選んで着々と登録準備をしてきました。最終的には2005年11月、ウガンダのカンパラにおける第9回ラムサール条約締約国会議で登録条件を満たした仏沼を含む20ヶ所が新たに追加登録され、国内の登録地は合計33ヶ所になりました。

ラムサール条約は元々水鳥の保護を目的とした国際的な条約ですが、現在では水鳥などの生息地である湿地全体を保全対象としています。この条約の一番の特徴は「保全・再生」「交流・学習」「賢明な利用」という次の3つの理念を取り入れていることです。

1. 湿地の保全・再生

(とくに仏沼は人為的に作られた湿地だけに保全管理が重要)

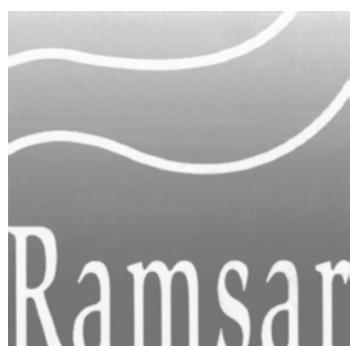
2. 湿地の賢明な利用

(地域の活性化や環境保全型農業の推進)

3. 交流・学習

(仏沼を介して人々の交流や環境学習、普及啓蒙活動の推進)

これら3つの理念によって、仏沼のように人的な関わりが大きな湿地環境を保全・活用することが出来るようになりました。また、この理念に基づいてNPO法人おおせつからんどは活動の輪を広げていきます。



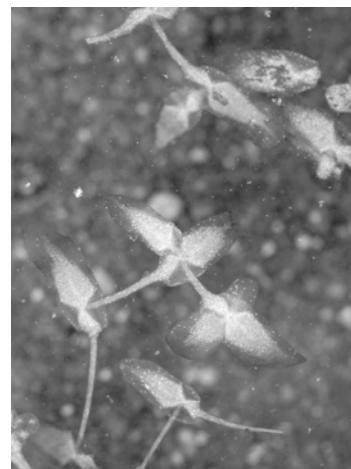
==== 仏沼の現況 =====

地形と気象

仏沼は海拔 10m 以下の低地で、干拓地は農地として活用されないまま強制排水によって湿地が維持されてきました。湿地のタイプは低層湿地となっていますが、千島寒流から吹く冷たい偏東風（やませ）の影響で、高層湿地に見られるような植物の生育を可能にしています。この付近一帯は冷涼なやませが吹き抜ける地域で、特に米作は冷害に見舞われることが多く畑作に切り替えたり、減反で休耕田となるところが増えています。

植物

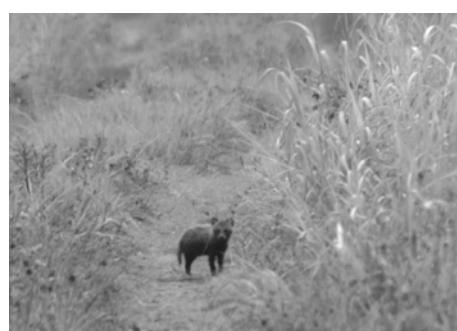
植物相はたいへん豊富です。中でもヒンジモ（環境省版レッドデータブック絶滅危惧 IA 類）の県内唯一の生息地となっています。他にも、ジョウロウスゲ、エゾナミキソウ（絶滅危惧 IB 類）、イヌハギ・オオニガナ・オオアカバナ・ミズアオイ・スズサイコ・キキョウ（絶滅危惧 II 類）・ミクリ（準絶滅危惧種）など、今の日本では簡単に見られなくなつた希少植物が多数生育している極めて自然度の高い地域となっています。このように狭い地域でありながら多様な植物相が残っています。



ヒンジモ

動物

多様な植物相に支えられて動物相も豊富です。哺乳類ではネズミ類やモグラ類が多く生息しています。このような小型哺乳動物の個体数が多いことから、捕食者である鳥類のチュウヒやノスリなどの猛禽類、ニホンイイズナやテンなどの哺乳類が生息しています。このような生態系の上位に位置する野生動物の生息は底辺に豊かな生物相の存在を示しています。反面、人の出入りに伴う外来植物の侵入や捨て猫なども見られ、仏沼生態系の人的維持管理の難しさが生まれています。



キツネとタヌキ

野鳥

仏沼を代表する野鳥はオオセッカです。オオセッカはウグイス科センニュウ属の日本固有の亜種です。別亜種が大陸に居るといわれていますが詳細は分かっていません。

つまり、世界中どこを探しても日本にしか居ない鳥です。オオセッカの国内生息数は全国で 2500 羽程度とみられています。固有亜種なので世界でわずか 2500 羽程度の希少種です。環境省版レッドデータブックで絶滅危惧 IB 類に分類されています。国内での繁殖地は仏沼を含めて 7 カ所知られていますが、仏沼はその最大繁殖地とされる重要な湿地です。

オオセッカは枯ヨシの葉などを巣材として地表近くに巣を作り、巣を周囲の下草で隠し、巣立ちしたヒナ鳥は下草に隠れて過ごします。このような場所はヨシ原の中でも限られます。ヨシの高さが 2 m 以下で、下には適度に日光が射し込んで下草が生育できる場所が繁殖適地となります。仏沼南部は軟泥土壌域で、ヨシの高さは 4 m を越えていてオオセッカの営巣には向きません。

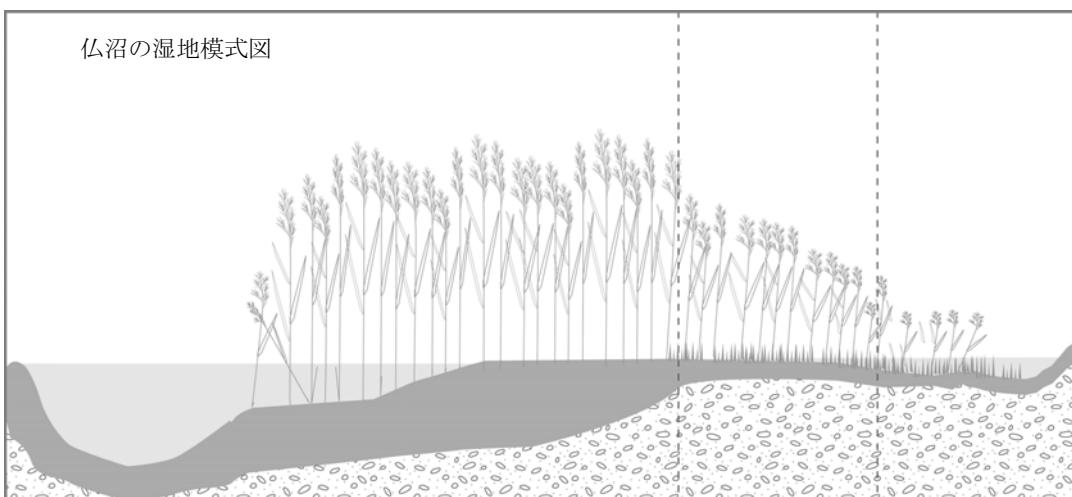
周縁部や北側では高さが 2 m 以下になっています。理由として、この地域の土壌が固い砂地で泥の層があまり厚くないため、ヨシの根が長く発達できず、結果的に高さが 1~2 m くらいになります。こうした場所では日差しが地表に適度に届いて下草が繁茂する二層構造となり、オオセッカの営巣に適した環境となっています。



オオセッカ



巣



希少種の宝庫

仏沼はオオセッカの最大生息地であるとともに、絶滅危惧II類のコジュリンが多く生息しています。また、日本では冬鳥とされていたシマクイナ（絶滅危惧II類）が繁殖期の夏に仏沼で観察されています。今後の精査による繁殖確認が全国的に注目されています。

また、サンカノゴイ（絶滅危惧IB類）やチュウヒ（絶滅危惧II類）が1年を通して生息しています。このように仏沼地区は多くの希少種が依存している、日本有数の地域となっています。



シマクイナ



チュウヒ

魚類

仏沼内にできた大小の池には日本固有種のイバラトミヨが多く生息しています。また、近年急速に数を減らしているメダカ（絶滅危惧II類）も生息しています。これらのこと実は仏沼が良好な水環境であることを示しています。

昆虫

仏沼には30数種のトンボ類が記録されています。準絶滅危惧種のカラカネイトトンボやオオキトンボ、ハッチョウトンボなども見られ、仏沼北側の三角池やトンボ池には幼虫のヤゴがたくさん生息し、他にも、ゲンゴロウ、コオイムシなどの多様な水生昆虫が生息しています。

チョウでは準絶滅危惧種のゴマシジミやヒメシロチョウが生息し、甲虫では絶滅危惧II類のマークオサムシやオオルリハムシなどの湿地特有の昆虫が生息しています。

昆虫類は多くの種類があって、現在分かっているのは目に付きやすい一部の昆虫です。

今後の調査継続によつ
て多くの希少種の確認
が期待されています。



マークオサムシ



ゴマシジミ

環境教育牧場

農業と野鳥との共存を目的に仏沼内に環境教育牧場が計画されたが、I期工事で約30haの放牧地が造成された段階で凍結となりました。現在、春から秋まで数十頭の牛馬が放牧されています。放牧地内のヨシの勢力を弱め、牧草の種を蒔いて野鳥との共存を目指しています。初夏にはオオセッカやコジュリンが牧場内に入っています。一見、共存しているように見えますが、繁殖時期に牧草刈りを行うため繁殖成功までは進みません。関係者による協議が必要です。

また、放牧場内の水を集める小水路がコンクリートのU字溝で造られています。現状の構造では小動物の墜落死が絶えません。ラムサール条約湿地ではないが、隣接していることから、また、地形的にも一般来訪者にはラムサール条約湿地の仏沼の一部と見えます。野生生物に配慮した持続可能な産業の模範事例となるためにはさらなる工夫が期待されます。



水路で命を落とす小動物



環境教育牧場に放牧される牛

===== 仏沼の周辺環境 =====

休耕田

仏沼の周辺は水田が広く取りまく環境でありました。ところが、国の減反政策以降は休耕田が今も増えつつあります。休耕田はそのまま放置するとやがてヨシ原に変わり、一時的にオオセッカなどの野鳥に繁殖場所を提供します。しかし、この現象は一時的で長続きしません。その後も急速に遷移が進んでしまうため、繁殖に適した湿地環境は持続しません。関係者による協議を通して、周辺環境との調和を図ることが望まれます。



小川原湖

仏沼の西側に広がる小川原湖は日本で 11 番目の大きさの汽水湖でハクチョウ類やカモ類など多くの水鳥の生息地となっています。また、全国的にも希少種であるマリモが生育している湖として注目を集めています。同時に産業面ではワカサギ、シラウオ、シジミなどの漁獲量が国内トップ級で、地域住民に多くの恵みを提供している湖です。広大な水面と漁業風景は広大な水面と漁業風景、水鳥の大群はそれだけで多くの観光客を呼び寄せる価値があります。持続的に湿地の恵みを享受するための産業のあり方について適切な管理が必要と考えられます。



六ヶ所湖沼群

小川原湖から北に点々と六ヶ所湖沼群と呼ばれる大小の湖沼が散らばっています。ちょうど水鳥の渡りコースに重なっていて、渡りの時期にはさまざまな渡り鳥が羽を休めています。水産業として地域住民の生活に欠かせないだけでなく、観光産業からみても多くの価値を備えています。現在でも多くの自然愛好家が訪れる憩いの場となっています。

太平洋岸

六ヶ所村から三沢市を経て八戸市と続く長い砂浜海岸は春、秋の渡りの時期にはたくさんのシギ・チドリでにぎわいます。最近はその数が減っていますが、砂浜や波間を飛び交うシギ・チドリの姿は実に風情があります。冬になると海面には、クロガモの大群やカンムリカイツブリの越冬など、多くの水鳥に利用されています。

また、この長い海岸線にはシロヨモギやコウボウムギ、ウンラン、ハマボウフウなどの海浜植物が見られます。このような自然環境は水産業からみた価値が高いだけでなく、生物相が豊かで多様性のある環境は観光面から見ても価値が高いと言えます。



高瀬川と六ヶ所湖沼群・太平洋岸の砂浜



海浜植物とシギの群れ

保全とワイスユースの視点

～保全を必要とする自然～

1. 仏沼特有な湿地生態系

仏沼が湿地になってまだ半世紀経っていません。その前は沼地でした。現在の特殊な湿地環境は人為的に創出された環境です。したがって、原生的自然環境ではなく、つまり、永続的な自然環境でなく遷移の途中にある過渡的な環境です。日本固有亜種であるオオセッカの大半が依存しているこの特殊な環境は放置するだけでは維持できなく、一方では、科学的環境影響評価がないか、もしくは正常に機能しないままの改変行為は湿地環境の価値を大きく損なう結果をもたらします。オオセッカの生息地として知られていた八郎潟干拓地が関係者の努力にもかかわらずオオセッカが消えた教訓を私たちは忘れることができません。

湿地環境の維持のために良かれと考えた事業であっても期待した成果を得られないだけでなく、予期せぬ湿地環境価値低下をもたらす結果に終わることもあり得ます。生態系改変行為についての影響予測評価は難しく、学術的に裏付けられた知恵はまだ十分でないのです。生態系管理の学問的成果が十分でないのが現状です。これから仏沼の湿地環境変動の指標種として、特殊な生息条件を要求するオオセッカをみる必要があります。

オオセッカを代表とする野鳥ほかのモニタリング調査を継続することで環境変動を極力抑える必要があります。つまり、環境改変行為の予測評価が完全にできるまでは現状変更回避を優先し、変動現象があれば現状復帰のために早急で適切な対応が求められます。



2. 仏沼の周辺に広がる産業経済地域とそれを支える自然環境

ラムサール条約湿地として登録された仏沼には隣接して水田が取り囲んでいて、そのかなりの部分が休耕田となっています。さらに周辺部は県道、国道を越えると小川原湖、農耕地、集落、海岸防風林、海岸砂地、河口域、太平洋、北は六ヶ所湖沼群と広がっています。地域の特性に応じた農林漁業、これらの一次産業を基盤とした経済活動が営まれています。これらの地域の多くの部分がラムサール条約でいう湿地に該当し、多くの水鳥に代表される多様な野鳥や関連する多様な生物種が依存している地域でもあります。

これまで地域住民によるワイスユースが継続していたので貴重な自然環境が残されてきた地域です。

3. ワイスユースのあり方

ラムサール条約は湿地の価値を損なわないように注意しながらも湿地の恵みを享受するワイズユースを求めています。かけがえのない資源を枯渇させることなく持続的に利活用し続けることが大切です。そのためには行政、地域住民、NGO などがそれぞれの観点で自由に提案しなければなりません。

ここで重要なことはこれまで農林業や漁業にかかわらず、無意識的に豊かで多様な自然環境から生態系サービスを受けていたことです。しかし、生態系がひとたび破壊されると私たちの生活も大きな損失を受けます。ラムサール条約が理念として掲げているワイズユースは私たちの健康で文化的な生活存続と合致していることを理解しなければなりません。

4. 長期ビジョン策定

地球温暖化問題がクローズアップされたのはずっと前です。最初は日常生活には無縁なことで一部の学者による取り越し苦労かと省みられませんでした。ところが、私たちが健康で文化的な生活をこれからも送るためには、日常生活のあり方をすぐさま見直さなければならない状況になっています。地球規模の環境破壊が足元で見える時代になりました。

地球規模の自然環境変動に連動している仏沼や周辺地域全体を見直すことが必要になっています。健康で文化的な生活を持続するだけでなく、より向上を目指すためには計画性をもった管理計画が必要です。行政任せにしないで、関係団体が一堂に会し長期ビジョン策定が急がれます。繰りかえしになりますがラムサール条約は湿地保護だけでなくワイズユースに象徴される人々の生活向上を目指しています。

管理運営計画は日常生活利便性を犠牲にして水鳥の生活を守るのではなく、持続可能な開発を進めることで生活向上と環境保全をはかる内容であるべきです。健康で文化的な暮らしや産業などの経済活動とバランスのとれた湿地保全を目指すことは重要です。明確な目標と目標達成に必要な具体的方法を明記した計画書を関係する組織全部が共有することが必要不可欠です。



今すぐ何をどうするべきか

～アクションプラン～

1. 調査研究・モニタリングの継続

私たちはオオセッカに代表される多様な野鳥、野鳥以外の動物相、動物を支えている多様な植物相が分かっているだけでも世界的にも貴重な自然遺産であることを知りました。同時にそれは複雑で多様な自然の一部であり、全容解明にはこれから多くの人と時間が必要であることも分かっています。干拓地という極めて特殊で恒常的管理を必要としている仏沼の環境保全に関する知見はまだまだ不十分です。

沼地から現況のような湿地になってから、半世紀足らずの経過の中で世界的に貴重な自然環境が造られたのです。そして、近年の短い観察の中でもオオセッカの生息状況に変動がみられます。対策はとられていません。科学的対応をとるためには、当面は野鳥のみではなく生物種全般にわたる調査研究を継続させることが大切です。

2. ビジターセンターを兼ねた研究センターの設置と総合的活動

調査研究活動は多様な生物相解明を総合的に進めることが大切です。多くの研究者の参加が必要で、同時に研究者だけでは持続的な研究は難しく、どうしても協力者として的一般市民やアマチュア研究者の参加が欠かせません。当然ながら多くの人々が参加するのであれば全体をまとめる組織も必要になります。現在は研究成果を集約する組織も場所もありません。早急にこうした機能を併せ持つ常駐者が居る研究センター設置が必要となります。

また、すでにラムサール条約湿地となってから観光客が増大しつつあります。トイレや休憩所がなく、必要な場合には徒歩利用では不可能な遠く離れた道の駅を利用せざるを得ません。現在、小川原湖東岸に駐車場が整備されつつありますがトイレは計画にありません。人が多く集まれば休憩場所だけでなく救護場所的機能を備えたビザーセンターも必要になります。一方では多くの施設建設はオーバーユースによる特殊な湿地環境の価値低下も懸念されます。

以上の観点から当面は総合的な機能を兼ね備えた研究センター設置が急務と考えます。当然ながら設置場所や景観への配慮は関係者による熟慮が求められます。そして、バードウォッチングだけにとどまらない情報発信と啓蒙活動展開が求められます。

つまり、交流・学習・普及活動（CEPA）、海外を含むネットワーク構築の拠点となる施設です。すでに実際の活動を展開しているNPO（NPO 法人おおせっからんど）やNGO（小川原湖自然楽校）他の活動支援体制の確立も大切です。

3. 特殊で多様性のある湿地環境の保全管理

仏沼の特殊な湿地環境保全には人による適切な管理が必要です。近年の観察によるとオオセッカの営巣地点が登録区域から周辺の休耕田に移行しつつあるという指摘があります。また、ヤナギ類などの低木の侵入も目立ちます。モニタリング調査継続が必要であることは当然ですが、これらは早急な対処が必要なことと考えられます。保全管理に学問的裏付

けが得られるまで待っていられない環境変動であることが予想されます。関係者による協議の場を設けて、現状維持の方策を探ることは急務の一つと言えます。

4. 清掃活動推進

現状では粗大ゴミを含む大量の廃棄物が存在しています。近年、地元 NPO が主導して、一般市民、地元企業、この地域の特徴でもある米軍基地関係者、行政を巻き込んだ大がかりなクリーン作戦が実践されています。今後とも継続することはもちろん必要ですが、時代を担う子どもたちが参加しやすい清掃活動展開が必要で、環境教育の観点での推進も大切です。

こうした清掃活動は道路端のヨシ原にとどまらず、広大なヨシ原全域を対象にし、同時に仮沼を特徴づけている水路の清掃も必要です。また、水路はゴミ撤去だけでなく導水機能を維持することも必要です。また、魚類や多くの水生動植物の生活場所確保のためにも水路の清掃活動が必要です。



5. 野焼きによる現状維持継続

遷移の途中にある仮沼湿地は人による管理がないと現状維持ができません。しかし、環境影響評価をしないままの全面的野焼きの継続は関係者によって見直されてローテーション計画が策定されています。ところが、延焼などの諸般の突発現象によってローテーション計画は正常に実施されていません。ローテーション計画を完全実施してみて、その評価を行いながらさらに新しい方策を考える必要があります。

ここ数年の観察によるとオオセッカの営巣地が周辺部に移行しつつある状況です。乾燥化の影響も考えられるのでその実態解明が必要ですが、野焼きの科学的な影響評価が必要です。仮沼では春に野焼きをしますが、巣材として使う枯れ草などを焼失し、オオセッカは営巣に適した場所を周辺の休耕田に求めて移動します。しかし、休耕田は全国的な稻作状況から生じた一時的なもので、長期的に見ると安定した営巣環境ではありません。

現在、休耕田での営巣が多く見られますが永続的に維持できるとは考えられません。ラムサール条約湿地となった仮沼にオオセッカの繁殖適地を永続的に維持することが必要です。オオセッカの飛来期や繁殖生態に考慮した野焼き方法の採用で影響軽減を図る必要があります。

また、乾燥化の影響も考えられます。周辺部を含めて地下水位の実態を明らかにして乾燥化対策を講じることも必要です。仮沼の特殊な湿地環境は人為的に創出された環境であるため、適切な管理が行われないと遷移が進行します。すでに、ヤナギ類の増加が指摘されています。



6. 周辺地域の産業活動推進

仏沼に隣接する水田耕作継続は湿地環境そのものの維持であり、同時に持続可能な経済活動です。現在みられる多くの休耕田を水田生物との触れ合い活動、総合教育の場としての利活用はワイスユースの理念に合致したものと考えられます。また、さらに周辺部に広がる畑作、漁業などの経済活動推進はラムサール条約の理念に合致することで地元住民の生活向上につながります。将来にわたってバランスよく湿地の恵みを持続的に活用する方策を、先進地の教訓に学びながら推進させる必要があります。

近年各地でグリーンツーリズムが脚光を浴びています。水田や畑作体験、酪農体験、漁業体験、小川原湖におけるカヌーなどによる自然体験など、多くの観光客を惹きつける体験的観光素材はたくさんあります。見るだけの通過型観光にとどまることなく、リピーターを増やす意味でも、関係者による協議で多様なメニューを用意することで地元の活性化が期待できます。

また、先進地の成功例に学び、仏沼ブランド農産物や漁獲品、土産物の新規開発、そして情報発信と PR が必要です。このような活動により、生き生きとした古里創生が期待できます。同時にラムサール条約理念の具体化でもあります。



7. 外来種の侵入定着阻止

仏沼干拓地を碁盤目状に造られた道路を中心に外来植物の定着が目立っています。一般観光客の増加はこれからも進むし、地元活性化に観光客増加は必然的な一面でもあります。人の往来が増えれば外来種の定着も多くなります。現在のところは希少な在来種に壊滅的影響を与える特定外来生物の大量定着はないと認識しています。しかし、現在のバランスを壊すことで希少種の生存を脅かす外来種の侵入はこれからますます進むものと思われます。また、これからはノネコ、ノイヌなどの増加も予測されます。注意深いモニタリング調査継続と時期を失しない適切な対処が常に必要です。

8. 希少種の保全

仏沼の価値はオオセッカを代表とする多くの種類の希少野鳥の生息地であることです。しかし、前述のように多様な動植物に支えられているのが野鳥で、同時に野鳥以外の全生物を含めた生態系構成種の特殊なバランスが基本にあります。隣接地域を含めて一部の植物は危機的状況にあります。トキソウやクロバナロウゲ、ツルコケモモ、一部水草類などは緊急措置として移植も必要です。学識経験者を入れた対策検討会議を組織し、重要種のリストアップを急ぎながら具体的対応が緊急課題となっています。また、トンボ類やチョウ類を含む生息環境維持も常に監視が必要です。今後調査研究活動が進む中で緊急措置を必要とする生物種の増加が予測されます。幅広い人材を集めた前記検討会組織化は生物多様性維持を目指す国家戦略の観点からもたいへん重要と言えます。

9. 景観保全

仏沼の価値の一つとして視界をさえぎる人工物がない景観があります。一面に広がるヨシ原は緑の季節だけでなく、雪原の季節も、春の芽吹き、野焼きの季節、枯葉の季節、いずれも人工物がないだけで価値が十分あります。今後とも景観を妨げる人工物の抑制を図る必要があります。また、可能であるなら現在一部景観を阻害している人工物への適切な対処を検討する必要があります。

景観保全の中でヨシ原の朝日と夕日の価値が重要です。小川原湖とタイアップした自然景観の利活用は、現在の国内ラムサール条約湿地 33 カ所のなかでも仏沼独特で他の追随を許さない特有の希少価値があります。

10. 禁猟区の拡大

ラムサール条約湿地は国設鳥獣保護区としてこれからも猟区になることはないと思われます。しかし、周辺部をみると銃猟が行われている地域が多くあります。これから年間を通して県外からの一般観光客来訪が増える中では予期せぬ事故発生も考えられます。また、事故発生という最悪事態に進まなくても、年間を通じたグリーンツーリズム推進が行われる中では銃猟地区存在は馴染まないことです。わな猟なども含めて禁猟区拡大を目指すことが大切です。少なくとも幅広い地域で、年間を通じた野外活動推進の観点から周辺地域の銃猟禁止区域設定は必要と言えます。

11. ラムサール条約湿地の拡大

今回ラムサール条約湿地となった仏沼はヨシ原であって生産性のある経済活動が行われていません。しかし、繰りかえし述べているようにラムサール条約湿地が目指すワイズユースは農業（日本では蕪栗沼・周辺水田など）、漁業（日本では中海、宍道湖など）の経済活動はもちろん、観光産業（日本では阿寒湖、慶良間諸島海域など）推進地域を含んでいます。仏沼においても登録区域を周辺に拡大することで、より地域に経済的利益をもたらすワイズユースが期待でき、生き生きとした地域造りが期待できます。また、すでに条約上の条件は満たしていると考えられます。日本政府の湿地登録の3条件（国際的に重要な湿地、国の法律による保全、地元の賛同）をクリヤーすることで十分に可能です。

すでに狭い地域の環境問題、社会的課題であっても地球規模で解決しなければならない時期がすでに到来していることを考えると、市民各々が自ら誇れる国際都市として三沢市が世界から認められることで元気な地域造りに大きく貢献するものと期待されます。



12. 人材養成

仏沼の知名度は地元よりも遠方で高いのが現状です。ワイスユースの実現で地元が経済的に潤うためにも、同時に、貴重な自然の保全のためにも幅広い人材養成が欠かせません。三沢市による仏沼案内人講座のような人材養成は今後の継続と同時に、講座修了後の受講者ネットワークの構築で継続的活用が期待されます。

また、研修継続による個人としての総合的案内力を高める努力も重要ですがチームとしての案内活動の分担、案内時の安全面への十分すぎる配慮も大切です。

ワイスユースには様々な形態、場所が考えられます。増え続ける来訪者のニーズも多様です。そのためには行政の支援によるNGOの積極的活動が期待されます。

おわりに

人と生きものが水辺で生き生きと暮らし、人にとっても自然にとっても当たりまえのことがラムサール条約です。水鳥保護だけを目的としているものではなく、総合的な湿地保全を目的としています。

日常生活と無縁な特別な条約ではありません。これまでも湿地の恵みを私たちは利活用してきました。これからも条約が唱えているワイスユースの理念に基づいて生活向上を図りたいと考えます。



この提言書編集と発行には平成19年度地球環境基金の援助を受けています。

問い合わせ先/特定非営利活動法人おおせっからんど

〒039-2241 青森県八戸市市川町字桔梗野上 19-137 TEL&FAX0178-28-6031